

「島根原子力発電所 低レベル放射性廃棄物に関わる
流量計問題の説明会」議事概要

1. 日 時 平成28年1月22日（金）19時00分～20時53分
2. 場 所 境港シンフォニーガーデン
3. 出席者 （来場者）36名
（中国電力）常務取締役 島根原子力本部長 古林 行雄
執行役員 島根原子力発電所長 北野 立夫 他

4. 概 要

当社から、別紙「島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題に関する調査報告等について」に基づきご説明した後、質疑応答を行いました。

主な質疑応答は以下のとおりです。

（説明会の開催について）

Q. 説明会の周知方法について知りたい。

A. 1/14（木）に報道機関にお知らせし、翌日の新聞各紙で報道された。1/19（火）には、25万部の案内チラシを新聞各紙に折り込むとともに当社ホームページでもお知らせした。

Q. 鳥取県での住民説明会は、境港市の1回で終わりか。

A. 今回の説明会は島根県1カ所、鳥取県1カ所で開催したが、今後も各議会や、安全対策協議会、チラシの折り込み、ホームページや広報誌など、いろいろな機会を通じ広く説明をしていく。

Q. 定期的に説明会を開いてほしい。説明会で出た意見はすべてまとめ、御社の意見を添えてホームページ等で公表してほしい。

A. 貴重なご意見として受け止める。

（説明会の議事概要を当社ホームページに公表しました。）

（低レベル放射性廃棄物の保管状況について）

Q. 搬出を取りやめたドラム缶約1,240本については、今も原子力発電所に保管されているのか。

ドラム缶はどれくらいの間保管できるのか。

A. 期限を超過した流量計を用いて制作した約1,100本のドラム缶については、モルタルがきちんと固まっていること、表面の汚染が無いこと等を確認したうえで、島根原子力発電所の固体廃棄物貯蔵所で保管している。定期的にパトロールも行い、異常がないことを確認している。

ドラム缶については、現在、モルタルの流量が認定できず品質を証明できないが、

関係箇所と調整しながら調査しており、埋設基準を満たしていることが確認できたら六ヶ所村（青森県）の埋設センターへ搬出したい。保管については相当長期にわたり可能である。

Q. 高いレベルの廃棄物の保管量と処分方法を教えてほしい。

A. 発電所には使用済みの制御棒や廃棄物処理で発生したドラム缶など、埋設センターで処分できない、放射能レベルの比較的高い低レベル放射性廃棄物もあり、これらは専用のプールで保管したり、丈夫なタンクで密閉するなどして発電所内で安全に保管している。処分方法については現在検討が行われている状況である。廃棄体の本数のデータは現在持ち合わせていない。

（低レベル放射性廃棄物等の管理状況については後記補足をご参照ください。）

（流量計について）

Q. 校正期限等が記載されたシールを貼っていなかったのか。

A. 当該流量計については半年に1回の校正期限が決められており、当社の手順に沿って管理を行っていた。

Q. 校正されていないことがどうして見抜けなかったのか。

A. 通常、担当者は校正記録により上司の承認を得る手順であるが、当該担当者は本来存在しない記録を作成し、「急ぐから」と言って承認を受けていた。

本来であれば相当量の確認資料を管理者がチェックし承認するが、非常に急ぐという事と担当者がベテランだったこともあり、上司は信用してしまった。今後は適切に管理できるよう再発防止を徹底する。

（関係者の処分について）

Q. 関係者の処分はどのように行ったのか。

A. 当事者は解雇、上司も厳しい処分としている。

Q. 平成22年の点検不備問題では、担当者の処分はどのように行い、どのように人事異動を行ったのか。

担当者は、当時の処分により言い出しにくい気持ちになったのではないかと。

A. 点検不備問題では、業務運営の仕組みの問題と結論付け担当者の処分はせず、人事異動も行っていない。経営層については減給処分とした。

点検不備問題の大きなポイントはミスを起こした時に言い出せる仕組みを作ることであり、ミスを起こしても罰しないというルールで不適合判定検討会へ報告するしくみとした。結果として現在では、千件以上が不適合情報として報告されている。

当該担当者もこのシステムを何回も使っていたが、今回は、個人が罰せられるのではないかという思いが優先してしまったということである。

（再発防止について）

Q. 管理者が部下を信用して承認してしまった問題に対する再発防止対策はどのような

ものか。

A. 統合型保全システム（以下、EAM）を使って不正を防止し、管理の見える化をしていこうとしている。EAMで管理できない機器については管理者が確認できる適切な方法で管理することとした。

（企業体質について）

Q. 社内で見つけることができず、最終的には、外部の監査で指摘された。管理職が疑問を持たなかったことは企業体質であると言えない。

A. 今回は、日本原燃の監査で発覚しており、重く受け止めている。管理者も仕事の見える化を図りながらやっていたが、緩んでいる部分がわずかながらあった。

Q. 企業倫理委員会について、社外有識者3名、社内委員4名とあるが、社外有識者が多い方が良いのではないか。

取締役会についても社外取締役が過半数になるようにした方が良い。

A. 企業倫理委員会については、多数決で決めるというより、社外有識者の意見を会社が聞くというスタンスである。

取締役会を構成する取締役に社外取締役1名を含むほか、取締役会には社外監査役3名を含む監査役が出席し、必要に応じ意見を述べている。

Q. 点検不備問題の説明会では、中電から法令違反ではないとの答弁を聞いたがどうか。問題を繰り返すということは、安全対策を軽視している体質だと思えない。

A. 点検不備問題においては、保安規定違反1の最も重い違反として取り扱われた。法令違反ではないものの、重い判定を国から受け、我々は多くの再発防止を継続してきた。今回、社員一人ひとりまで徹底できていなかったことが一番の大きな問題であり、今回の事案を踏まえて、一人ひとりにいたるまで意識を徹底させ、地域の皆さまの信頼なくして原子力の運転はできないということをしっかり徹底したい。

Q. 今回の問題は中国電力にあって生まれるべくしてまた生まれたと思う。会社として原子力を扱う資格がないと思っている。

A. 原子力の運営については、国のエネルギー政策に基づき、当社もエネルギーを確保していくという観点から、将来にわたって、原子力は必要な電源だと考えている。安全対策をしっかりと進め、地域の皆さまには、今後しっかりと説明をしていきたいと思っている。

Q. 再稼働する際には、地域の人の意見を再稼働の判断に反映する仕組みを作るのか。

A. 2号機については、現在、国の新規制基準に基づき審査を受けているところであり、再稼働について、我々が申し上げられる段階ではなく、再稼働の議論としては時期尚早であると考えている。

以 上

【補足】

島根原子力発電所 低レベル放射性廃棄物等の管理状況について（平成28年2月末現在）

1. 放射性固体廃棄物

ドラム缶保管量（本）	29,466
その他の種類の保管量（本相当）	1,963

2. その他保管状況

	1号燃料プール	2号燃料プール	サイトバンカ貯蔵プール
制御棒（本）	29	32	224
チャンネルボックス （本）	722	1,956	1,582
ポイズンカーテン （本）	13	0	161
中性子検出器（本）	42	24	378
その他（m ³ ）	0	0	56

以上